

⑤市町村の計画策定に対する人的 支援、復興事業の担い手等

■具体的な施策等

- 地域づくりに関する専門家派遣支援事業
- P F I 事業による震災復興の促進
- まちづくりにおける女性等の意見の反映
- 復興支援員の配置・自治体職員の派遣
- 市町村庁舎機能の復旧の円滑な推進
- 民間投資家の出資を促す産業復興出資事業等
- 復興計画の策定支援
- 復興まちづくり人材バンク
- 官民連携による復興事業の促進
- 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり

地域づくりに関する専門家派遣支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成24年4月
これまでの取組み		
<p>各府省庁等に協力を仰ぎ、所管する分野における既存の専門家データベースを幅広く束ねた検索ポータルサイトを構築し、被災地において必要な人材の確保をワンストップで探し出せるようにした。また、平成23年度第3次補正予算成立後速やかに一般競争入札を行い、被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で派遣した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で長期間を視野に入れ派遣する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>来年度以降については、現行の制度における検証等を踏まえた上で、支援のあり方を検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地における復興の取組に対し専門家による支援活動や助言・指導を行うことで、復興の取組が効率的、効果的になり、復興のスピードが加速され、復興にかかる期間が短縮されることが期待される。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・地域支援専門家派遣推進経費 445百万円【復興特会】</p>		

PFI事業による震災復興の促進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災地における地方公共団体では、PFI の実務経験がなく、多様な震災対応のため人材が不足していることから、被災地方公共団体への技術的支援が必要である。そのため、これまで以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体へのPFI専門家派遣 ・被災地におけるPFI事業の活用推進のための、民間側の参画意向等の整理 ・平成 23 年 PFI 法改正を向けた政令・内閣府令制定、及び基本方針の策定 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 被災地におけるPFI事業の活用推進のため、被災地の状況に応じたPFI専門家派遣</p> <p>○ 民間事業者からの提案、公共施設等運営権等PFI法改正により創設された新制度の利用促進も含めたPFI事業の立ち上げ支援</p> <p>○ PFI導入決定までの手続や事業者選定手続につき事務の簡素化(運用改善)の検討</p> <p>○ 平成 23 年 PFI 法改正に伴うガイドラインの見直し</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ PFI事業による震災復興の促進</p> <p>被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体にPFI専門家を派遣し、PFI事業の立ち上げを支援する。また、公共施設等運営権、民間事業者からの提案等、PFI法の改正により創設された新制度の利用促進等を検討する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地への支援等を通じて、PFI 事業規模については、2020 年までに少なくとも約 10 兆円以上に拡大することを目指す(「新成長戦略」(平成 22 年6月 18 日閣議決定))。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・PFI事業による震災復興の促進 583.百万円【復興特会】</p>		

まちづくりにおける女性等の意見の反映		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成 24 年4月
これまでの取組み		
(各分野共通)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、復旧・復興過程における災害弱者の支援や意見の反映に寄与するよう努めた。 ○ 平成 23 年 12 月 15 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「復興過程における多様な視点の反映について」を発出し、「まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備」など、復興の過程において多様な視点を反映していただくよう働きかけた。 		
(男女共同参画)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「まちづくりへの女性等が意見を反映しやすい環境整備に努めること」などについて、周知を図った。 ○ 平成 23 年8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「まちづくりのプロセスにおいて女性の参画を進め、女性等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと」などについて、周知を図った。 ○ 平成 23 年 12 月 15 日に、「復興過程における多様な視点の反映について」を男女共同参画局のホームページに掲載し、27 日に男女共同参画局メールマガジンで発信を行い、周知を図った。 ○ 平成 24 年1月 12 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「東日本大震災に係る復興基金」について、コミュニティビジネス支援を含む男女共同参 		

<p>画の視点を踏まえた積極的な活用・取組が進められるよう働きかけるため活用例を作成し、復興に当たり男女共同参画の視点を十分に反映していただくよう働きかけた。また、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例(東日本大震災からの復興)」について取りまとめ、女性の起業等の支援の参考としていただくよう働きかけた。さらに、「阪神・淡路大震災における女性の参画によるコミュニティビジネスに関する事例」を取りまとめ、復興基金の活用に当たり参考としていただくよう働きかけた。いずれも、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。</p> <p>○ 平成 24 年2月 15 日に、計画等の策定の場への女性の参画など、男女共同参画の視点から留意していただきたいポイント等について取りまとめ、「男女共同参画の視点を生かした復興まちづくり」として、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し発出し、復興の取組の参考となるよう働きかけを行った。また、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。</p> <p>○ 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、被災地の地方公共団体、男女共同参画センター等が実施する、まちづくりにおける女性の参画を進めるためのセミナーに専門家アドバイザーを派遣することとしたが、まちづくりに関する申請はなかった。また、「地域における男女共同参画連携支援事業」に震災枠を設け、被災地のまちづくりやコミュニティの再構築等の課題の解決のために、検討会を開催し、成果の周知を図ることとしたが、震災枠での申請はなかった。</p>
<p>当面(今年度中)の取組み</p>
<p>(男女共同参画)</p> <p>○ まちづくりにおいて、女性の意見が反映される環境が整備されているかについて、復興庁と連携し実態把握を行い、良い事例があれば、周知するなどにより、さらなる推進を図る。</p> <p>○ 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。</p>
<p>中・長期的(3 年程度)取組み</p>
<p>(各分野共通)</p> <p>○ 地方公共団体により適切に取組がなされているか必要に応じて状況を見ていく。</p>

期待される効果・達成すべき目標

- まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。なお、政府の取組はこのための環境整備であり、効果や目標を定量的に図ったり、時期を設定したりするようなものではない。

平成24年度予算における予算措置状況

・震災における男女共同参画の視点からの対応マニュアル作成・周知経費 10 百万円【復興特会】

復興支援員の配置・自治体職員の派遣		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地のコミュニティ再構築を図るため、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」に一定期間(概ね1年以上最長5年)従事する「復興支援員」制度を創設し、特別交付税により支援しているところ。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築し、人的支援をおこなっている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体に、「復興支援員」制度について、より一層の周知を図り活用を促すことで、引き続き被災地域のコミュニティ再構築を図る。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>土木職等の専門的な職種の職員を中心とした中長期的な職員派遣の支援を行っていく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体が、「復興支援員」を配置するに当たり、既に配置している団体のケーススタディ等を活用し、募集・研修・マネジメントの点でも、支援を行う。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地に居住しながら、住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を被災地域内外から募集し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p>		

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

平成24年度予算における予算措置状況

市町村庁舎機能の復旧の円滑な推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(v)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災では、市町村の本庁舎そのものが津波により流出したり、原子力災害に伴い本庁舎から退避をしなければならない事態が生じており、市町村役場の機能の回復が喫緊の課題となっていることから、被災住民の支援の総合的な対策組織となるため機能の応急復旧の必要性が最も高い市町村の本庁舎の応急復旧や仮庁舎の整備にかかる経費について、平成 23 年度第1次補正において、国庫補助制度を創設。さらに、第3次補正予算においても追加して予算措置。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
市町村行政機能応急復旧補助金が適切に執行されるよう助言を行っていく。		
中・長期的(3年程度)取組み		
市町村の復興の段階では、新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎機能の回復が期待される。		
平成24年度予算における予算措置状況		

民間投資家の出資を促す産業復興出資事業等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	官民一体となって震災復興に取り組むため、公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携(PPP)、PFI手法の活用や、NPO、地元企業、まちづくり会社、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興についても促進する。	平成24年4月
これまでの取組み		
<p>①中小企業基盤整備機構が当該民間投資家による資金拠出にマッチングして、最大で民間資金と同額の出資を実施することで、民間投資家の出資を促す産業復興出資事業の制度運用を平成24年2月より開始。民間投資家と合わせ8億円規模のファンドを組成済。</p> <p>②指定金融機関(商工中金等)が金融検査上「資本」と認識される長期の劣後ローンを提供する資本金劣後ローンの制度運用を平成23年12月より開始。民間金融機関からの金融支援と合わせて20億円以上を融資済。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
①、②の着実な制度運用に取り組む。		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>①については平成27年2月まで継続。</p> <p>②については他の震災対応の危機対応業務の運用も踏まえ、継続的な実施を検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>各事業を通じた出資、融資等の総額。</p> <p>①民間資金・ノウハウを活用した産業復興の促進。</p> <p>②325億円(民間金融機関からの金融支援を含む。)</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

復興計画の策定支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(i)被災した市町村の復興計画の円滑な策定を支援するため、被災市町村の要請に応じて、「津波被災市街地復興手法検討調査」等により、関係府省が連携して現地の状況把握や復興手法等の整理を行い、被災市町村に提供する。 (iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成24年4月
これまでの取組み		
被災した地方自治体の復興に向けた取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方自治体に提供するとともに、②被災状況や都市の特性、女性や高齢者等から幅広い意見を聴取し、地元の意向等に応じた復興のパターンを分析、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行い、市町村の復興計画策定を支援。(津波被災市街地復興手法検討調査は、平成23年度にて完了)		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

復興まちづくり人材バンク		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii) まちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>国土交通省都市局では、1 次補正により津波被災市街地復興手法検討調査を実施し、被災自治体の復興まちづくりを支援してきたところ。</p> <p>また、3次補正により、市町村や地域住民等へのまちづくり専門家派遣を支援し、円滑な復興まちづくりを推進するため、全国に存在するまちづくり専門家のデータベース化を進め、復興まちづくり人材バンクとして公開した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
復興まちづくり人材バンクを利用した、被災地への専門家の派遣を進める。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
復興まちづくり人材バンクを利用した、被災地への専門家の派遣を進める。		
期待される効果・達成すべき目標		
地権者や地域住民等による合意形成や計画策定等の民間レベルでのまちづくりを円滑に進める。		
平成24年度予算における予算措置状況		
なし		

官民連携による復興事業の促進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件を募集し、応募のあった案件から、以下の11件を調査案件として選定し、実現可能性調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の再建・維持管理・運営における官民連携手法の検討 ・官民連携による長期避難者支援に関する検討 ・官民連携による庁舎の復興に関する検討 ・官民連携による復興まちづくり検討 ・被災地復興のための官民連携による仮設コミュニティ形成検討 ・官民連携によるマリンエリア復興計画の検討 ・官民連携手法を活用した津波避難モール整備手法検討 ・港湾利用拠点施設の復旧・活用事業に適用可能な官民連携手法の検討 ・官民連携による災害対応後方支援拠点に関する検討 ・官民連携による地域特性を踏まえた災害公営住宅等の整備に係る検討 ・官民連携によるコミュニティ形成型の災害公営住宅等の整備手法に係る検討 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し検討に必要な経費を支援することにより、復興事業における官民連携手法の活用を促進する。今後、復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件の提案募集を、被災地の地方公共団体等に対して実施する予定。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 地方公共団体等の取り組む官民連携手法を活用した震災復興の支援を検討する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地のニーズを基に、復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し検討に必要な経費を支援すること等により、震災復</p>		

興に係る官民連携事業の案件形成を促進する効果が期待される。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・震災復興官民連携支援事業 200 百万円【復興特会】

「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自律的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、東日本大震災の復興・再生に係る支援も含め、「新しい公共」の担い手に対する資金的支援または非資金的支援を担う実証的な取り組みの支援などにより、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進してきたところ。 ・平成23年度は、中間支援組織が、被災地において、被災により低下している行政サービスの代行・補完の需要や支援に対する被災者のニーズと、支援活動を行おうとする地元企業、地縁組織、NPO等の団体とをマッチングし、事業化に向けて利用可能な国や地方公共団体による各種支援策についても提案するコーディネート活動及びそのサポート等の事業の実施に要する経費を補助することによる、復興支援に資する行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動の促進などを実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手による地域づくりの「事業型」活動について、コンテスト・助言指導を行う広域中間支援組織を募集・選定し、新しいビジネスモデルとなりうる事業のアイデアを「見つけ」て成功するビジネスモデルとなるよう「育てる」しくみの構築を図る。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興に向け、志ある資金の地域内資金循環を支える仕組みの検討も含め、引き続き、「新しい公共」による地域づくりを促進する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進するとともに、中長期的には、多様な主体が地域づくりを担っていけるように、自発的な地域づくり活動を支える環境の整備など、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進する。成果目標(アウトカム)としては、以下の2つ。 ①「新たな公」による地域づくり活動進展度(地方自治体を対象としたアンケート調査において、多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合)が現状維持または増加 ②「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査に 		

において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合)が現状維持または増加

平成24年度予算における予算措置状況

・「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり 107 百万円